

中世パリの魚屋に関する法史料について

—刊本史料を使用するための若干の予備的検討—

高橋清徳

はしがき

中世パリにおける魚屋の活動に関する法制度を問題にするばあい、主要な史料となるのは、まずこの種のものとしてもっともよく知られている（イ）エティエンヌ・ボワロー編の『職業規則』（1268年）所収の魚屋に関する諸規則、および（ロ）王ジャン2世の王令（1351）に含まれる魚屋に関する規則であろう。このほか、中世から18世紀までのパリの諸職業に関する諸規則を集めた史料集に、編者レスピナスは、年代的に（イ）、（ロ）に前後する関連史料としてつぎの3つ文書を収録している。

（1）まず「1315年8月、および1318年12月」という表示のもとに「パリ奉行ジャン・プレボーおよび（パリ奉行）アンリ・ド・カプレルによって海魚屋に付与され、1327年1月に王シャルル4世によって確認された規則」と題されている文書⁽¹⁾。

（2）ついで「1320年」という表示のもとに「パリ奉行ジル・アカンによって登録された鯨取引と鯨商人に関する法令」と題されている文書⁽²⁾。

（3）さらに「1324年11月」という表示のもとに「海魚屋について多くの追加条項を含み、王シャルル4世によって1326年に確認されたパリ奉行の文書」と題されている文書⁽³⁾。

以上3点の文書は年代順に並べられており、かつ、年代的には、ボワロー編の『職業規則』(イ)と王ジャン2世の王令(ロ)の間に位置しているため、前者から後者へのあいだをつなぐ史料となると思われる。また、レスピナスの史料集は、職業規則に関連する中世から近世に至る諸史料を職種別かつ年代順に編纂しており、まことに便利であるので、この分野の研究を行うさいには、最初に参看するものである。しかし、中世パリの魚屋に関して上記の(1)、(2)、(3)を利用しようとするとき、そこに収録された史料には種々の問題が含まれており、そのままでは利用できない。そこで、上記(イ)、(ロ)、および(1)、(2)、(3)を用いて中世パリにおける魚屋の法制度の分析に入る前に、予備的作業として、これらの史料をめぐる諸問題を検討しておくことにする。この作業は、直接には中世パリの魚屋に限定された史料の問題を扱うが、そこで扱われる問題は、より広く中世の法史料の具体的ありかたと、それらにふくまれるかなり一般的な諸問題にも関連している。

第1章

まず、文書(1)は王シャルル4世によって出された確認文書で、確認の年は1327年である(なお、文書本文には「1326年1月」と記されている。これはいわゆる「復活祭暦」による表記で1月にはまだ年は改まっていないので「1326年」のままであるが、1月1日に年が改まる新式暦法による表示に直すと1327年となる)。もし、文書そのものの年代に注目して配列するならば、1327年として(2)の後に置かなければならないが、レスピナスはそうはしないで、この文書に含まれ王による確認の対象になった文書に注目して、それらの年代で収録したのである。すなわち、①1315年8月の(パリ奉行ジャン・プレボーの)文書、および②1318年12月の(パリ奉行アンリ・ド・カプレルの)文書、がそれである。

ところで、同文書を収録している別の史料集（『フランス第三王朝王令集』）によると、この王シャルル4世の文書には、もうひとつボワロー編の『職業規則』の中の海魚に関する規則が含まれている⁽⁴⁾。つまり、王シャルル4世の文書は海魚に関して三つの規則を確認しているのである。しかし、レスピナスはこのうち「ボワロー編の『職業規則』の中の海魚に関する規則」の部分を除外してその他の文書を収録したのであった（この部分を省略したことを注記はしているが）。このような処理には問題がないだろうか。

王シャルル4世のこの文書を読むと事態は次のように進行したことがわかる。

1) パリ奉行アンリ・ド・カプレル⁽⁵⁾が、次の2つの行為（甲、乙）を行った（1318年）。

甲：以前から存在していた海産魚屋に関する次の二つの規則を確認した。

A. パリ奉行エティエンヌ・ボワロー⁽⁶⁾による規則（1268年）、

B. パリ奉行ジャン・プレボー⁽⁷⁾が追加した規則（1315年）

乙：規則Cを補充した（1318年）。

2) 王シャルル4世が以上の甲（A, B）、乙（C）を確認した（1327年）。

つまり、王シャルル4世の文書は、3人のパリ奉行による海魚に関する規則A, B, Cを確認する文書である。

パリ奉行ジャン・プレボーは、その文書において自己の行為について次のように説明している。「古い諸法令およびこれに関するシャトレ奉行所の記録簿を参照し、このことについて知っている多くの売人役うりにんや板店商人いたみせに呼びかけ、彼らの助言とわが法廷の者たち（シャトレ奉行所の役人たち）の助言にもとづき、王と公衆の利益を考慮して、本職（パリ奉行ジャン・プレボー）は以下のことを命じ、かつ、呼び触れさせた」と。

この「古い諸法令」には、おそらくパリ奉行エティエンヌ・ボワローによる規則 A が含まれるであろう。ジャン・プレボーはそれを確認し、さらに、当該職業に属する「売人役や板店商人」の意見を徴し、また「わが法廷のものたち」(＝パリ奉行のもとにある役人たち)の助言を得て必要な条項を追加した。それは「王と公衆の利益」のためであると説明されている。

つづいてパリ奉行アンリ・ド・カブレルは、自己の行為を「この職の慣習法がよく知られておらず、また、守られていない(ので)・・・パリ市の人々の共通の利益のために・・・(この職の慣習法を)」確認し、かつ、補充したと説明している。

以上から、パリ奉行たちは「古い諸法令」も含めてこの職の規則全体を「慣習法」ととらえ、それが知られ、かつ、守られるように、採録・成文化したと理解することができよう。

ボワロー編の『職業規則』(の海魚に関する規則)は、1268年であるから、他の二つの文書(1315年および1318年)とはかなり年代が離れている(ほぼ50年)。しかし、これはジャン・プレボーとアンリ・ド・カブレルによって確認され、さらに王シャルル4世によって、他の二つの文書とまとめて、一つの文書で確認されている。このことは、確認の時点でこれらが相互に補い合っ一つつの慣習法を形成していると認識されていたことを示すと考えられる。そう考えることができるとすると、レスピナスがボワロー編の『職業規則』の部分(海魚に関する規則)をこの文書から省略して収録したのは(省略の旨を注記しているとはいえ)いささか問題を含む処理であったといえよう。

第2章

つぎに、文書(2)については、同文書のなかで「1320年に、鯨業組合

の売人役と買い手に関する規則が、この職の幹事の求めによって、共通の利益のために、パリ奉行ジル・アカンの命令により（シャトレ奉行所の記録簿に以下のように）登録された」と成立の事情が説明されている。そして、この前文に続けて、18条からなる規則が示されている。この前文の説明からすると「1320年の文書に含まれる18条の規則」は、1320年に新たに成立したものでなく、すでに存在していた規則を確認したもののようである。とすると、レスピナスは文書に含まれる「18条の規則」の成立の年ではなく、その確認の年で収録したことになる。前章で検討した文書（1）の場合には、確認の年ではなく、それに含まれる文書の成立年をもって収録していたのであるから、編集の方針に齟齬があることになる。「18条の規則」の成立年がわかれば、その年の場所に収録すべきであろう。

では、この「18条の規則」が成立年是何時か（文書には示されていない）が問題である。検討してみると、これが（以下に述べるように）かなりの難問であり、レスピナスは結局、結論を得ることができずに、確認年を採用したのかもしれない。

さて、この問題について、一つの答えを出しているのがドラマールである。彼はその『ポリス論』のなかに、本文書（「1320年の文書に含まれる18条の規則」）を「パリ市の同業組合を規制するために出された1258年の聖王ルイの法令、鯁屋の章」というタイトルで収録している（全16条。レスピナス版では18条になっているが、ドラマール版では条文の区切りが異なり、16条になっている）⁽⁸⁾。

つまり、ドラマールは本文書の年代を「1258年」としたわけである。なお、このタイトルの右の欄外に次のような注が書かれているのが興味深い。すなわち「わたしはこの法令の年を（本書の）他の多くの箇所では1254年とした。しかし、聖王ルイ（在位1226-70）の生涯についてのきわめて古い文書（王の書庫にあった）によって、それは1258年であることがわかった」と⁽⁹⁾。

ここでの注目点はドラマールが①この規則は聖王ルイの制定になるものであるとし（上記のタイトルから明らか）、②制定の年代は1258年である、とした点であろう（①制定者、②制定年のいずれについても文書そのものには示されていない）。この①②はじつは関連している。というのは、彼が年代を「1254年」から「1258年」に修正したのは、「聖王ルイの生涯」に関するある文書（＝「文書W」）によるとしているからである。①が②の前提になっている。

まず、②の年代についてみると、「1254年」についても、「1258年」についても、ドラマールは根拠を示していない。後者の年代については「聖王ルイの生涯」に関する「きわめて古い文書」（＝「文書W」）が根拠のようであるが、具体的にいかなる文書なのかは示してない。そこで聖王ルイの生涯の方から手がかりを求めることになるが、聖王ルイに関する研究をみると、「1254年」は聖王ルイが十字軍遠征から帰国して直接統治を再開した年であり、「1258年」はエティエンヌ・ボワロー（パリの行政改革の一環として本稿の対象であるパリの『職業規則』の編纂を手がける）をパリ奉行に任命する（任命の年には別の説もある）などして、パリの行政改革に本格的に着手した年である。ドラマールは後者の年代の方が職業規則の一部をなすこの規則の制定の年代として蓋然性が高いと判断したのかも知れない。しかし、これも推測にとどまり、「文書W」がないかぎり、これ以上の検証は無理である。

ところで、このように、聖王ルイの事績に関連させて、この文書の年代を確定するという方法は、そもそもこの規則の制定者が聖王ルイであるという前提に立っている＝①。この前提は確かだろうか。

この文書は『フランス第三王朝王令集』にも収録されている⁽¹⁰⁾が、その編者は、この文書に対する注の中で、この問題に言及している。「ドラマールはこの規則が聖王ルイのものだということを疑っていない。ドラマールはその証拠を王フィリップ・ド・ヴァロワの開封王状（*lettre patente*

1343.11.08)に求めているようだ」と。

そこでドラマルがこの開封王状を取り上げている箇所をみると⁽¹¹⁾、この開封王状の付与の事情は、概略、次のようなものだった。

外来海魚商人が、王フィリップ・ド・ヴァロワに申し立てた不満によると、魚小売人が(外来海魚屋から)魚を買ったとき、歴代の王の古い法令によって、彼らは買った日あるいは翌日までに代金を支払わなければならないのに、彼らの多くはしばしば(法令の定め反して)それを実行しなかった。貧しい者ほど自己の支払い不能を口実にして、ずうずうしくこの種の延滞をする傾向があったのである。これに関して、王はパリ奉行あるいはその代理官に対して、「海魚外来商人に対してなされるべき支払いの期限を定めた法令がないか」シャトレ奉行所の記録簿を調べ、もしあれば実行するように命じた。調査が行われ、文書(Livre blanc, ou premier Registre de métiers de Paris, fol.79.)の中に聖王ルイの法令(1254年。ドラマルは、上述のように、これを1258年に修正)が発見された。そこで王は、開封王状(1343.11.08)によって「魚小売人は、魚の代金(魚小売人が外来商人から買った代金)を、晩課の時刻前に支払わなければならない、支払いがなく、外来者がパリで宿泊を余儀なくされたとき、魚小売人は遅れにともなうすべての費用を、外来者に支払わなければならない」という内容(代金支払い期限)の規則があることを確認して、その実施を命じた⁽¹²⁾。

ところが、この時代、海魚小売り業者は、鮮魚を扱う「魚屋」と塩魚を扱う「鯨屋」に分かれていたらしい。そこで鯨屋はこの点を取り上げ、前述の支払い期限の規則は魚屋に言及しているだけなので、鯨屋には適用されないはずであると主張した。これに対して、外来海魚商人は、王のもとに不満を申し立てた。王は開封王状(1345.11.22)を与えて、魚屋と鯨屋は以後同一の組合に属することとし、1343年の開封王状で確認された先述の代金支払い期限の規則を1条の条文の形で示して確認し、これは両者に等しく適用されることを命じた⁽¹³⁾。

ドラマールは、1343年の開封王状を、聖王ルイの法令（1254年修正1258年）が発見されたことを語る文書と解説しているのであるが、この王状で確認（1345.11.22の開封王状でも確認）されている上記の規則が聖王ルイによるものであることは、この王状には（1345年の王状にも）書かれていない。『フランス第三王朝王令集』の編者も「（この規則について、開封王状には）その立法者の名はない」としている。

さらに、この規則はじつは「1320年の文書に含まれる18条の規則」のどの条項にも対応していない。したがって仮にこの1条項が聖王ルイによるものと証明されたとしても、それに対応する部分をもたない「1320年の文書に含まれる18条の規則」が聖王ルイによるものであることを証明することにはならないのである。

結局、『フランス第三王朝王令集』の編者は「ドラマールはその著作のどの部分でもこの法令が聖王ルイのものであるとする証拠を挙げていないので、この判断を支持することはできない」と述べている。ただ、この編者は、同時に「この有能な人物が確かな証拠もなしに、（この法令を）聖王ルイに帰したとも思われない」といった感想を述べつつ、最終的には「これが（聖王ルイかどうかは別として）王権から出ていること、きわめて古いものであること、王ジャン2世の王令の基礎になっていること」から『王令集』に収録するのが妥当だと述べて、収録しているのである。

このように検討してみると「1320年の文書に含まれる18条の規則」の年代が1258年である点、聖王ルイによるものとする点、どちらの点も確定的には言えないことになった。

この点を確認した上で、このような不確定な点を残したまま、この規則をどのように扱えばよいだろうか。（さしあたり、これらの問題を吟味するのに情報を提供してくれる材料はないので）手がかりを得るため、史料編纂者たちは、この「18条」をどのように扱ったかを、ドラマールの『ポリス論』、『フランス第三王朝王令集』、『フランス古法集成』について見て

みよう。

(i) まず、ドラマルの『ポリス論』においては、魚屋業に関して1258年の法令を3つ挙げていることが注目される。まず先述のとおり、「パリの市の同業組合を規制するために出された1258年の聖王ルイの法令」というタイトルのもとに、「鯨屋の章」として、この「18条」の規則（ドラマルでは16条）を挙げている（Pとする）。次いで「1258年の同じ法令。海魚屋の章」として28条からなる規則（Qとする）⁽¹⁴⁾、さらに、もう1つは「パリの魚商人に関する古い規則」というタイトルの規則（Rとする）⁽¹⁵⁾（内容は淡水魚商人に関するものなので、以下では「1258年の淡水魚屋規則」と呼ぶ）である。ここからPとQは同一の法令に属しており、Rは同じ法令に属してはいないが、年代はPQと同一（1258年）ということになる。

この3つの規則の出処について、ドラマルはP、Qは『シャトレ奉行所の白い本』あるいは『パリの諸職業に関する最初の記録簿』（と呼ばれている文書）から、Rは同じく『パリの諸職業に関する最初の記録簿』から収録したことを明示している⁽¹⁶⁾。これらはエティエンヌ・ボワロー編『パリ職業規則』として知られている史料である⁽¹⁷⁾。

以上のことから、P、Q、Rは、ほぼ同時期に（1258年）にそれぞれの職業規則として（①は鯨屋、②は海魚屋、③は淡水魚屋を対象とする規則）存在したものであると言えよう。

しかし、若干の問題が残る。それは、『パリ職業規則』にはPが含まれていないことである。『パリ職業規則』については、5種類の写本と2種類の刊本が知られているが、それらのどれにもPは含まれていない⁽¹⁸⁾。この事実をどう理解するかが問題である。これには2つのことが考えられる。

まず、第一に、ある職業の規則が存在していても、それは必ずしもボワロー編の『職業規則』に収録されているとは限らなかった。よく知られて

いる例としては肉屋の規則がある。肉屋はパリの市民生活において重要な役割を果たしており、有力な職種でもあったにもかかわらず、理由は不明であるが、その規則はボワロー編の『職業規則』に入っていない。つまりボワロー編『職業規則』は網羅的ではなかったのであり、鯨屋規則も何らかの理由で収録されなかったのだと考えられる。

あるいは第二に、Qの海魚屋規則の内容をみると、鯨屋に関する条項が含まれていることが注目される。たとえば、鯨を売るとき「一尾、二尾」と尾数を数えて売らねばならないこと（第9条）、外来商人への代金支払い期限について（第11条）、売り渡す鯨が全部同じ質であるべきこと（第12条）、鯨売買に関する税（第26、28条）などである。これらはPに含まれる条項の一部でしかないし、代金の支払い期限のようにもともとPには含まれていないものもある。しかし、鯨屋に関する重要と思われる部分が、同じ海魚に関する規則としてQの海魚屋規則の中に書き込まれたことにより、Pはボワロー編『職業規則』に収録されなかったのだ、と考えられる。このように考えるばあい、QはPよりも後に成立したとすることになり、両者の間に時間的前後関係を想定することになる。

さらに次の問題はこれらの法令の成立年とされる「1258年」である。この「1258年」は、先述のごとくドラマールが「1254年」を訂正して新たに提起した年であった。ドラマールは3つの法令を「1258年」のものとしたのであるが、先述のごとくその根拠ははっきりしない。おそらく、エティエンヌ・ボワローがパリ奉行に任命されたとされる年を採用したのではないかと推測される。というのは、エティエンヌ・ボワローの任命には次のような事情があったからである。

年代記作者ジョワンヴィルはその『聖王ルイ』のなかで任命をめぐる事情を説明している⁽¹⁹⁾。それによると、パリの市政はそれまで請負制の奉行に委ねられていた結果、金銭ずくの人物が市政をにぎり、市政は劣悪な状況に陥っていた。聖王ルイはこれを改革するため、（十字軍遠征から帰国

後ただちに) 奉行職を任命制に変え、十字軍遠征をともにした清廉の士ボワローを任命した。ボワローは直ちに市政改革に着手し、『パリ職業規則』の編纂も行った。

帰国・任命・編纂が同年であるとして、その年を1254年、1258年とする両説があり、ドラマルは後者をとったと思われる。

『パリ職業規則』の刊本を公刊したレスピナスは、この年代を検討して、任命に関しては「1258年」がほぼ確実だとしている⁽²⁰⁾。

そしてボワローは、1271年までパリ奉行職の任にあった。この1258年から1271年までの間に彼は『パリ職業規則』を編纂したのであるが、『パリ職業規則』に日付は付されていないので、成立の年は直接にはわからない。そこで、『パリ職業規則』の内容から手がかりを得て、以下のような検討から1268年が導き出され、現在ではこの年が『パリ職業規則』の成立年として用いられている⁽²¹⁾。

まず、パン屋規則における夜警義務免除の条項のなかで「これは神もその罪をお許しになるブランシュ王妃⁽²²⁾が定めたものである」(第42条)と、この夜警免除特権の成立がブランシュ王妃に帰せられている⁽²³⁾。

また、毛織物屋規約において、ある特権を「ブランシュ王妃が・・・(毛織物屋に)・・・許可した」(第19条)と記されており⁽²⁴⁾、この特権の成立がやはりブランシュ王妃に帰せられている。

さらに、毛織物仕上工規則には、この職の幹事が「自分たちは王が海外に行かれた時以降を除いては、夜警を行ったことはなかった。神がその罪をお許しになるブランシュ王妃がその意思によって自分たちに夜警をさせたのである」(第22条)と主張したことが記されている⁽²⁵⁾。王の留守中にブランシュ王妃が彼らに夜警義務を課したという訳である。

以上から、これらの諸特権・義務の成立がブランシュ王妃に帰せられ、しかも、それは王の留守中のことであつたらしいとすると、これらの諸特権・義務の成立・成文化は、少なくとも聖王ルイの出発の年である1248年

よりも後のことと言うことになる。どれぐらい後のことであろうか。『パリ職業規則』を編纂したボワローがパリ奉行職にあったのは1258年から1271年までであるから、その編纂の時期はこの間のどこかでなければならない。

金銀箔師規則（『パリ職業規則』第33編）において「ここ20年を除けば現王の時代にも夜警を行ったことはない」（第7条）と記されている⁽²⁶⁾。ここから夜警義務の成立から20年経過した時点でこの条項が書かれた（ボワローの命により規則を成文化してボワローのもとに提出した）、と考えることができる。

さらに、水晶細工師規則（『パリ職業規則』第30編）では「王が海外に行かれた後を除いては夜警を義務づけられたことはなかった」（第14条）と書かれている（先述の毛織物仕上工規則にも同様の規定がある）⁽²⁷⁾。

この「王が海外に行かれた後」から規則の成文化・提出の時点までを（具体的年数が書かれていないのであるが）、金銀箔師の場合と同じく20年とみなすとすると、王の出発の年1248年に20年を加えて、1268年を導くことができる⁽²⁸⁾。これはボワローのパリ奉行職在位期間の間におさまっている。このようにして得られた年1268年が、現在学会において共有されている『パリ職業規則』の成立の年である。

しかし、他方で次のことも考えておかねばならないであろう。それは『パリ職業規則』の序文に編纂の構想が示されているが、その全部は完成しないままに終わったという事実があるからである。構想は、第一部「諸職業の規則」、第二部「職業活動に対する税」、第三部「城外地区も含んだパリ地域における諸裁判権」からなっていたが、完成したのは第二部までであった。第一部だけでも101にのぼる職業の規則を集めて、一応完成した形を示している。それまで必ずしも成文化されていなかった規則を成文化させ、それを提出させて集成することは容易でなく、それにはパリ奉行側から個別の職業の人々に対して様々な働きかけが必要となり、多年にわたる

時間が必要となったと想像される。そして、当時存在していた職業のうち20～30ぐらいの規則が、事情は様々であると思われるが、収録されないままである。これらについても収録の努力が続けられていたと想像することができる。作業は第一部から第二部、第三部へと進んだであろう。このような事情を勘案すると、『パリ職業規則』はある年に一挙に完成したと考えるのは適当ではないと思われる。そうだとすると、現在われわれが手にする『パリ職業規則』は、ポワローがパリ奉行職に在任の期間を通じて作業が続けられ、そして彼がその職を退いた(1271年)ことで、ついに未完に終わったものと言うことになる⁽²⁹⁾。

では、先に導き出した「1268年」はどんな年か。それは、以上の事情を念頭におけば、つぎのように言うことができよう。ポワローは第一部から作業を進め、さらに追加補充する必要を残しながらも、主要な諸職業の規則を集めることができ、第一部については一応の形を整えることができた年である、と。

いずれにせよ、われわれがこの年を採用すると、ドラマルが3つの文書について示した年=1258年を1268年に変更することが必要となる。

(ii) つぎに『フランス第三王朝王令集』(1706年版第2巻追録)では、「18条の規則」は、どのように扱われているだろうか。ドラマルはP、Qは同一の法令に属するものとして、相前後する位置に並べて収録し、Rは60頁ほど離れた位置に収録しているが、年代としてはP、Q、Rのいずれも1258年であるとしていた。これに対して、この『王令集』ではこの3つの規則P、Q、Rをひとまとまりのものとして、並べて収録されている。すなわちPは「練屋の規則」、Qは「海魚屋の規則」、Rは「淡水魚屋の規則」として、ある種の体系性を意識したような配列を行っている。

そして、編者は、まず、このうちのPを、その前文(「18条の規則」を1320年に登録したことを語る)とともに収録している。この点では、レス

ピナスの史料集と同様である。しかし、Pの年代については、レスピナスがこの規則を「1320年」という表示にもとに収録して、あたかも1320年のものであるかのように扱ったのに対して、この『王令集』の編者は、Pの年代は示さないままで収録して、注においてドラマールの「1258年」説を紹介している。なお、Q、Rについても、年代を示さないままで収録して、注においてドラマールの「1258年」説を紹介している⁽³⁰⁾。

つまり、『王令集』は、「1258年」説には先述のごとく不確定な部分があることを留保しながらも、ドラマールの見解に従っていると思われる。

この点を確認したうえで、次のことを言っておかねばならないであろう。すなわち、この『王令集』だけを参看すると、これらの文書を「1258年」のものと扱ってしまうおそれがあることである。「1258年」をめぐる問題についてはすでに(i)において検討した。われわれはこの検討(なお問題点は残されているが現時点における一応の結論)にしたがって、これらの文書を「1268年」のものとして扱うことにしたい。

(iii) さいごに、『フランス古法集成』をみると、編者は「1320年」の箇所には「鯨屋、海魚屋そして淡水魚屋に関する法令」(1320年)という統一のタイトルをかかげて、そのもとに三つの規則を単一の法令を構成しているような形態にまとめ、それぞれを「第一部鯨屋」、「第二部海魚屋」、「第三部淡水魚屋」として収録している。そして、「これらの法令は聖王ルイによって承認された(あの碩学ドラマールはこの点を確認している)『パリ職業規則』(Livre des Métiers)から収録された」と注記している⁽³¹⁾。さらに、これらは王ジャンの一般的規則(1350年)の基礎となったものであり、王シャルル＝ル＝ベル(1322年1月の王令)と王フィリップ・ド・ヴァロワ(1343年11月8日)によって、確認されてもいることを指摘している。

以上のことを、これまでの検討に照らしてみると、いくつかの問題点が

浮かびあがる。

第一に、「第一部鯨屋」とされた文書（先の (i) において P として検討したもの）に含まれる鯨屋に関する規則は、1320年に成立したものではないことは、その前文を読めば明らかであるにもかかわらず、この編者はこの問題に全く言及していない。

第二に、この文書に関連して、編者はドラマルの名を挙げているにもかかわらず、年代について彼の「1258年」説に言及していない。したがって、この説を検討することから開かれる認識の可能性を閉じてしまっている。

第三に、第二部、第三部は『パリ職業規則』（ボワロー編）の中に含まれているが、第一部は含まれていないという問題があることは先に指摘した。したがって、これらを単一の法令を構成しているような形にまとめて扱うことには問題があると言わざるをえない。

第3章

さいごに、はしがきに挙げた文書（3）について検討しよう。レスピナスは同文書を「1324年11月。海魚屋について多数の追加条項を含み、1326年6月にシャルル4世によって確認されたパリ奉行の文書」というタイトルのもとで収録している。このタイトルから、パリ奉行が作成した文書（1324年11月）を王シャルル4世が確認した（1326年6月）ことがわかる。そして、レスピナスは、この文書を収録するにあたり、王による確認の日ではなく、パリ奉行による作成の日に着目して、「1324年11月」の文書としたと理解できる。

この文書は『フランス第三王朝王令集』にも収録されており、タイトルは「パリ市の鯨・海魚商人に関して、その代表たちのことを担当する委員によってまとめられた規則を確認する王シャルル4世の文書」である。そ

して、日付は1326年1月となっている⁽³²⁾。この王シャルル4世による確認の「年」と「月」について、問題がある。

まず、「月」について言うと、レスピナスにおいて「6月」とされているところが、『王令集』では「1月」とされている。そこで確かめるために文書そのものにもどってみると、レスピナスにおいては、王シャルル4世による確認の日付を記した文書の末尾部分は省略されていて、確認することができない。他方、『王令集』をみると、王シャルル4世の文書の日付は《anno Domini M. CCC. XXVI, mense Januarii》とあり、「1326年1月」である。「6月」ならば《mense Junii》となるところであろう。レスピナスの読解には問題があると思われるので、ここでは『王令集』に従って「1月」の方を採用することにする。

ついで、「年」について言えば、この時代の年を判定するさい、月にも注意する必要があった。つまり、復活祭を境に年が改まるいわゆる「復活祭暦」が用いられていたからである。さて、文書本文には「1326年1月」と記されている（『王令集』による）。1月にはまだ年は改まっていないので「1326年」のままであるが、1月1日に年が改まる新式暦法に直すと1327年となる。なお、レスピナスのように、この文書を「6月」とすると、6月には復活祭は過ぎており、年は改まっているので、「復活祭暦」によるとしても「1327年」とすべきところである。以上のことを踏まえて、本稿では王シャルル4世による確認の日付は「1327年1月」とすることにする。

次に、この文書の内容に着目してみよう。すると、事態は次のように進行したことがわかる。

- X. 王が海魚・鯨に関する職業規則を明らかにすることを命じた（1322年3月24日付）。
- Y. Xをうけて、当該職の規則18条が王に提出された（1324年11月付）。
- Z. 王はYを確認した（上記の検討により1327年1月）。

以上のX, Y, Zの事柄を示す記述が一つの文書（1327年1月付）の中に含まれており、複合的構成になっている。

Xの部分を見ると、まず、王の書記ギョーム・ド・ラ・マグドレーヌ、パリ奉行ジャン・ロンクル⁽³³⁾、パリ商人頭ジャン・ジャンティアンが王から次のような命令を受け取ったという前書きがあり、続いて王の命令書（ラテン語）が示されている。この命令書において、王は海魚・鯨に関する職業規則がパリにおいて守られていないという現状を述べて、彼らに、まずその規則を確定した上で、それを遵守させる措置をとることを命じている。

パリ奉行はパリにおける王権の代理人であると同時にパリにおける王権の行政の責任者であり、王の書記とともに王権側の者である。それに対してパリ商人頭はパリの有力商人たち（主としてセヌ川水運業組合）の長で、住民側を代表する位置にあり、王権はその協力を得てパリの行政を実施していた。この者たち（『王令集』におけるタイトルにある「委員」）に、上記の問題の処理を命じたわけである。

Yの部分（中世フランス語）においては、この3人の者たちは「与えられた権限によって」、規則を確定するために関係者を召集したことが記述されている。召集されたのは、海魚・鯨商人たちの組合の幹事たちを中心とした23名の者たち（『王令集』におけるタイトルにある「代表」）であった。その氏名はつぎの通りである。

ジャン・デ・ダンペール、ジャン・ド・クラマール、リシャール・カニユ、ニコラ・ドルリアン、トマ・バルダン、ギョーム・バビユ、ドニーズ・カーヌ、ギョーム・ル・ペルティエ、ジャン・マラジュ、アラン・ド・ヴィルヌーヴ、ゴートイエ・ル・セニユール、ジャン・サカーティ、ギョーム・アローム、ガッシル・ロワゼル、ゴートイエ・ペルシェ、シモン・プアール、ロジエ・ド・サンリス、ニコラ・ル・ボワトー、エティエンヌ

・ル・シャブリエ, ジャン・ド・モンマルトル, ジャン・ド・モンズ, モジエ・デ・カユー, エティエンヌ・モパ。

これらの者たちは「言いたいこと, 提示したいことのすべてを述べ」それらが聞き取られて, 18条にまとめられた。そして, それは(王の書記ギョーム・ド・ラ・マグドレーヌとパリ商人頭の同意のもとで)パリ奉行の印璽を付した文書(1324年, 冬のサン=マルタンの祝日後の木曜日の日付)として, 王に提出された。

Zは, まずこの文書全体のはじめの「前書き」において「神の恩寵によるフランスとナヴァールの王であるシャルルは, 下記の文書をみる現在および将来のすべての者に告知する」(ラテン語)とあり, (それに続いて, X, Yの文書が示され)そして, この文書全体の最後の部分に, 末尾文(ラテン語)で以上のことが遵守されるべき事を命じて, 日付を付して(文書の上では1326年1月。先述のように新式暦法に直すと1327年1月)終わっている。つまり, 文書の最初の部分と最後の部分がZであり, 最初の部分と最後の部分の間にX, Yを置いて, それらを確認しているわけである。

『王令集』所収のテキストには, 上記のX, Y, Zの全部が含まれている。これとレスピナスの編集テキストを比較してみると, 次のことが判明する。

まず, Xの王の命令書(ラテン語)が削除されている。

つぎに, Yについても大きな削除部分がある。まず, 条文において第2～第7条まで, そして第16～18条までが省略されている。さらに, 関係者を召集して, 意見を聴取して条文をまとめた, という条文の成立のプロセスを示す説明の部分が省略され, その後に, 出席者23名の氏名を示す部分が置かれている。

さらに, Zの部分(つまり文書の前書きと末尾=王がX, Yを確認することを示す)は, 全部が省略されている。

この文書の各部分のうち, XとZはいわば手続き的文書であるといえる。そして規則の実体的内容を含むのはYであり, レスピナスがX, Zを削除

して、Yの部分だけを収録したのは、規則の内容だけを問題にするという立場にたつなら、この方法でよいと言える。ただし、それがどのような経緯で作成され、どのような手続きで実施に移されたのかも重要な情報であると見る場合、X、Zもあわせて提供されることがのぞましいと言える。それらは、王の命令（書）、三人の委員の任命、委員による当該職業の代表たちの召集、代表たちによる規則に関する申述、申述の条文化、パリ奉行の文書として王への提出、王による確認・実施という一連の経緯を明らかにするだけでなく、Yについて、王は命令を出しかつ確認をしているものの、その内容は王の命令でないこと、また、「パリ奉行の文書」（レスピナス）というタイトルはそれがパリ奉行の制定になる法令であるとの推測をうむ可能性があるが、X、Zはその内容はパリ奉行が定めたものでもないことも明らかにする。Yの内容は当該職業の者たちの申述（当該職業において実際に規則として行われていたもの）をまとめたものである。さらに、この申述による規則とはどんなものだろうか。それは「古い法令」（*ordinationes antiquas*）を含み、「聖王ルイの時代から」行われてきたと、関係者において理解され、その理解について合意がなされたものであった。

むすび

中世パリの魚屋に関する職業規則の形成において、最初の本格的なものはエティエンヌ・ボワロー編『パリ職業規則』に収録された諸規則（漁師、淡水魚の魚屋、海魚の魚屋）である。そして、約1世紀ののちの王ジャン2世による大規模な王令⁽³⁴⁾の中に他の諸職業と並んでかなり詳細な魚屋関連の諸規則が記述される。そして、この2つの間に、本稿で検討したいいくつかの規則が形成されていることになるわけである。14世紀半ばまでを一つの区切りとして魚屋をめぐる法・制度を分析しようとするとき、本稿における検討を踏まえて、次のように時系列的に並べることができる諸史料

が確認されうると言えよう。

- ①エティエンヌ・ボワロー編『パリ職業規則』所収の魚屋業に関する諸規則（1268年成立）
- ②鯨屋の規則（推定1268年成立，1320年に登録）
- ③パリ奉行ジャン・プレボーの文書（1315年成立，1327.1確認）
- ④パリ奉行アンリ・ド・カプレルの文書（1318年成立，1327.1確認）
- ⑤パリ奉行ジャン・ロンクルの海産魚に関する文書（1324年11月成立，1327.1確認）
- ⑥王ジャン2世の王令所収の魚屋業に関する規則（1351年成立）

以上のような確認結果は，諸規則の内容的検討に直接的に影響を及ぼすことになるだろう。全面的検討は別稿に譲らざるをえないが，ここでは一つだけ例を挙げておこう。

たとえば，中世パリへの海魚供給に関する論文において，C. ブルレは，中世パリにおける海魚取引の特徴の一つは，外来商人による卸売り（commerce de gros）とパリの魚屋による再分配（＝仲買・小売り）（redistribution = demi-gros et détail）の分離にあるとし，この体制はボワローの規則においてはなお明瞭でない（encore floue）が，1320-24年以降，確立されたと述べている⁽³⁵⁾。

この分析は，上記の諸規則①，②，⑤，⑥に関連している。まず，規則②において，パリ奉行ジル・アカンは「いかなる者も，この職の同一の商品の卸売り人と小売人であってはならない。違反者は罰金」であることを明らかにした，とブルレは指摘している。われわれも規則②によって卸売と小売の分離を明瞭に確認できる。

つぎに，1324年に（文書⑤において），一つの委員会（王の書記であるギョーム・ド・ラ・マドレーヌ，パリ奉行ジャン・ロンクル，商人頭ピエ

ール・ジャンシアン)が、規則を確認して、さらに次のことを付け加えた、とブルレは述べている。すなわち、①海魚屋と鯨屋は同一職種に属し、パリで再販売する (revendre 転売する、小売りする) 者である (つまり、これらは小売人である) こと (レスピナス版第1条)、②外来商人の名において売る者は卸売り人 (grossiers) であり、自分の名において自分のために売る者は小売人 (detailliers) とされること (レスピナス版第8条)、がそれである。つまり、ブルレは1324年の規則には委員会による (古い規則の) 「確認部分」と「付加部分」が含まれており、「付加部分」に卸売・小売の分離が登場するので、この「分離」の制度は (古いものでなく) この時期に確立した (ボワローの時期には、この制度はないわけではないが、明瞭でなかったのが、この時期に明確にされた) のだ、と判断したと思われる。「確認部分」と「付加部分」の違いをあえて強調すれば、前者は古くからの規則を、後者は新しい規則を内容とするといえよう。ブルレをこのような判断にみちびいたのは、レスピナスが付した「・・多数の追加条項を含む・・・パリ奉行の文書」というタイトルと、同じくレスピナスがこの文書のある部分に付した注であると思われる。レスピナスはこの文書をその史料集に収録するにあたって、第2条から第7条までを省略して、その理由を注において、それらの条項は1318年の規則と比較して、何ら新しいものでないし、何らの革新的なものも示していないからだ、と説明しているのである⁽³⁶⁾。ここから、ブルレは第2条から第7条は、古い規則であるのに対し、その他の部分は新しいものを付け加えたものと理解したと思われる。そして、ブルレは「付加部分」のうち卸売・小売の分離を含む部分として第1条と第8条を引用の形で示しているが、(中間の第2条から第7条を除いて) あたかも2つの条文を1文であるかのような形で示しているのである (レスピナスは条番号を示しているのに、第1条、第8条の分離は明瞭なのに対して、ブルレは条番号を示さず、中間に《et que》を挿入しただけで、句読点も入れずに1文にしている)。

ともあれ、1324年の文書⑤においても、卸売人と小売人は明瞭に分離されていることが確認される。

さらに、ブルレは、以上の文書①②⑤の延長線上にあるものとして1351年の王ジャン2世の王令（文書⑥）を挙げ、そこに外来商人である卸売人（grossiers）と小売人（detaillieurs）・海魚屋（これらは板店商人 estalliers ともいう）の分離を確認して、1320-24年以降はこの分離が維持されたのだ、としている。

要するに、卸売・小売の分離の制度は、ボワローの規則においては「明瞭でない」が、1320-24年には確立され、以後それが維持されたという認識をブルレは示しているのである。

この認識を本稿における検討を踏まえて吟味してみよう。

まず、1320年の文書に含まれる18条は、本稿第2章における検討によって、ボワロー編『職業規則』と同時期のもの（1268年）と推定された。これら2つの文書が同時期のものとなると、これらが卸売・小売の分離の制度をめぐる（同一とは言わないまでも）近似した内容を示すのか、あるいはブルレが主張するように異なる内容を示すのかが問題となる。1320年の文書の内容は卸売・小売をはっきりと分離していることは先述の（ブルレの主張の）通り条文から明瞭である。では、ボワロー編『職業規則』においてはどうであろうか。その海魚屋の篇によると、外来商人がパリに魚をもたらすと、パリの市場では、外来商人に代わって卸売を担当する20人の「売人役」が任命されており、これらの者たちの手を経て小売商である魚屋が魚を仕入れて消費者に売る（第11、15条）というシステムであることがわかる⁽³⁷⁾。ここにおいて、卸売・小売の分離は明瞭である。とすると、「分離」はボワローの時期には「明瞭でない」が、1320年には確立したとするブルレの主張は成立しがたく、「分離」はボワローの段階ですでに明瞭であり、このことはさらに1320年の文書に含まれる18条の規則をボワローの時期のものとする推定の妥当性を補強すると言えよう。

つぎに、(1320年の文書とともに)「分離」の確立を語る文書とされる1324年の文書についてはどうであろうか。前述のごとく、「分離」は「付加部分」で述べられている。ところで、「付加部分」は文書にどのような形で表れているだろうか。検証してみると、明示的の文言として「付加」を述べた箇所はない。ただ、レスピナスが「付加」と解釈したと思われる箇所がある。それは、王の命令によって当該職業の規則を確認した手続きについて述べた箇所で、それによると規則は次のものによって確認された。aこの職の幹事たちの申述、b(パリ奉行等が)判決等によって明らかにしてきたこと。委員会はこれらを取りまとめて、パリ奉行の名において王に提出し、確認を得たのである。ここにおいて、aは個別分野の不文の規則(慣習法)を明らかにする一般的な方法である⁽³⁸⁾。これに対してbが、古くからの不文の規則(慣習法)とは別に委員会が新たな規則として付加した部分であるとレスピナスは判断したのではないかと思われる。しかし、不文の規則(慣習法)にもとづいて裁判がなされる場合、判決は適用される規則・慣習法の存在を確認する重要な機会であった。したがって、当該職に関する規則を確認するのに過去の判決などが手がかりにされたのは当然であった。このようにして、この箇所は、王の命令によって当該職業の規則を明らかにするために、a、bが用いられたことを述べているのである。よって、「付加部分」はこれまでの規則になかったものを新たに委員会が創出して付加したというものでなく、a、bあわせて「聖王ルイの時代から」(つまりボワローの時代から)行われてきたものを確認したのだ、と文書は語っている。第3章で指摘したように、レスピナスは、この文書成立のプロセス・手続きを説明した箇所を省略しているのであり、そのことがこの文書の理解を妨げたと思われる。

先に挙げた①②③④⑤⑥の文書は、当該職業に関して存在する不文の規則(慣習法)をその時々当事者たちの関心に即して部分的に確認し・成文化したものであり、どれもその時点で存在する規則・慣習法を包括的に

確認したものというわけではない。したがって、それらが成文化した条文には相互に共通のものもあれば、相互に独自のものもある。しかし、「分離」についていえば、それがこれらの文書の①～⑥において一貫して存在していることは明瞭である。卸売・小売の分離の制度はパリにおける魚取引の基本的制度として、13世紀半ばにすでに明確に存在し、14世紀半ばにも確認できる形で存在し続けたのだと言えよう。

註

- (1) Lespinasse, *Les métiers et corporations de la ville de Paris*, t.I; XIV^e-XVIII^e siècles, *Ordonnances générales, métiers de l'alimentation*, Paris, 1886, p.409-413.
- (2) Lespinasse, *ibid.*, p.413-415.
- (3) Lespinasse, *ibid.*, p.415-416.
- (4) *Ordonnances des Rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique...par Laurière*, t.XI, p.502-508.
- (5) パリ奉行アンリ・ド・カプレル（在職1316-19）のこの史料における綴は Henry de Caperel であるが、この時代の諸役職者の在職一覧を作成した R.Cazelles は《Caperel》の部分で《Taperel》と示している。R.Cazelles, *Nouvelle Histoire de Paris de la fin du règne de Philippe Auguste à la mort de Charles V, 1223-1380*, 1994, p.417.
- (6) 在職1261-69。したがってアンリ・ド・カプレルからみて約50年前の先任者。
- (7) パリ奉行ジャン・プレボー（在職1310-15。したがってアンリ・ド・カプレルの直接の前任者）の綴は史料では Jehan Bleebaum (Ord.版),あるいは Jehan Pleebaut (Lespinasse 版) であるが、R.Cazelles は《Pleebaut》の部分で《Ploiebaum》としている。R.Cazelles, *Nouvelle Histoire de Paris de la fin du règne de Philippe Auguste à la mort de Charles V, 1223-1380*, 1994, p.417.
- (8) Delamare, *Traité de la police* (seconde éd.1729), t.III, Liv.V, tit.XXIX, chap.XII, p.439-440.
- (9) Delamare, *ibid.*, t.III, Liv.V, tit.XXIX, chap.XII, p.439.
- (10) *Ord. des Rois de France de la troisième race*, t.II, p.575-578.
- (11) Delamare, *ibid.*, t.III, p.339-340.
- (12) Delamare, *Traité de la police* (seconde éd.1729), t.III, Liv.V, tit.XXIX, chap.XII, p.339-340.
- (13) Delamare, *ibid.*, t.III, Liv.V, tit.XXIX, chap.XII, p.339-340. ちなみに1343年の開封王状および1345年の開封王状は、ともに『フランス第三王朝王令集』第2巻の追録部分に収録されている。そして、これらはドラマールの『ポリス論』から収録

したと注記が付されている。Ord.t.II, p.588 note (a), p.590 note (a). なぜ、ドラマールの本から収録したのか。それは、次のような事情によるらしい。この2つの開封王状は、もとは《Registre de la Marée》(『海魚関連事項記録簿』)に収録されており『フランス第三王朝王令集』の編者も、ここから直接収録する予定であったところ、編集の作業が進行中にこの《Registre de la Marée》が失われてしまったので、同『王令集』(1706年版)は、それらを収録しないままに出版された。しかし、幸運にもドラマールが《Registre de la Marée》をみて、これらの開封王状を記録していて、彼の『ボリス論』に収録した(第3巻1729) Ord.t.II, p.236 notes. そこで、『王令集』の次の版(1729年)では、追録部分に、それらを『ボリス論』から収録した、というわけである。Ord. T.II, p573-574. Addition concernant la marée et le poisson d'eau douce. Avertissement.

- (14) Delamare, Traité de la police (seconde edition augmentée), 1729, t.III, tit.39, p.440. タイトル《Des mêmes Ordonnances de 1258. Titre des Poissonniers du Poisson de mer》。
- (15) Delamare, Traité de la police (seconde edition augmentée), 1729, t.III, tit.40, p.499. タイトル《Anciens Statuts des Marchands Poissonniers de Paris》。同規則が記載された箇所は欄外に次の注が記されている。《S.Louis 1258. Premiers statuts des Marchands de poissons d'eau douce》。
- (16) P,Q:《Livre blanc du Chatêlet, ou premiers Registre des métiers de Paris, fol.57》。Delamare, ibid., t.III, tit.39, p.439.R:《premiers Registre des métiers de Paris, fol.87》, Delamare, ibid., t.III, tit.40, p.499.
- (17) Depping, Règlements sur les arts et métiers de Paris, rédigés au XIII^e siècle et connus sous le nom du livre des métiers d'Etienne Boileau. MDCCCXXXVII, Preface, p.xi.
- (18) 二種類の刊本に①は含まれていないし、5種類の写本にも「鯨屋」の規則は見られない。Etienne Boileau, Le Livre des Metiers, XIII^e siècle, publié par R.de Lespinasse et F.Bonnardot, p.CLI-CLIII. 5種類の写本と2種類の刊本に収録されている諸職業規則の一覧による。
- (19) Joinville, Vie de Saint Louis, Classiques Garnier, 1995, p.562-578. ジャン・ド・ジョワンヴィル『聖王ルイ—西欧十字軍とモンゴル帝国—』(伊藤敏樹訳, ちくま学芸文庫) 第140, 141節。p.291-296.
- (20) Etienne Boileau, Le Livre des Métiers, publié par R.Lespinasse et F.Bonnardot, Introduction, p.xiv. ただし、聖王ルイに関して大著を書いたル・ゴフは、任命を1261年としている。ただ、巻末の年譜では、任命は1258年としており、不統一がある。Jacques LE GOFF, Saint Louis, Gallimard, 1996, p.234 et 924. 邦訳『聖王ルイ』(岡崎敦, 森本英夫, 堀田郷弘訳, 2001年) p.285. 年譜 p.1177.
- (21) ル・ゴフもこの年を採用している。Le Goff, ibid., p.238. 邦訳, 前掲書 p.289.

- (22) 原文では現代語の《reine》にあたる中世語が用いられているので、訳としては「王妃」とした。彼女の夫ルイ八世は1226年に死亡した。このとき息子ルイ九世は12歳だったので、その成人まで摂政を務めた。パン屋規則が成立した時期には、彼女はすでに寡婦だったわけで、その意味では「王太后」とするのがよいかもされない。
- (23) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, publié par R.de Lespinasse et F.Bonnardot, p.11. 拙稿「中世におけるパン製造業の法的諸相—中世パリ慣習法の研究—」(『千葉大学法学論集』第6巻第1号, 1991, 6) p.111参照。
- (24) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, p.95. 拙稿「中世パリの毛織物業—パリ同業組合規約の訳・注解—」(『千葉大学法経研究』第17号, 1985.1) p.152参照。
- (25) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, p.110. 注(24)所掲の拙稿 p.189参照。
- (26) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, p.66.
- (27) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, p.62-63. 毛織物仕上工規則については注(25)。
- (28) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, publié par R.Lespinasse et F.Bonnardot, Introduction, p.ix-xvi et p.66 note1.
- (29) 序文は Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers*, publié par R.Lespinasse et F.Bonnardot, p.1-2, 編纂の経緯については *ibid.*, Introduction, とくに p.xvi. を参照。
- (30) Pについて, *Ord.des Rois de France de la troisième race*, p.575 note(a), Qについて *ibid.*, p.578note(a), Rについて *ibid.*, p.583note(a)。なお, これらの出処は《*Registre, ou Livre des Métiers de Paris*》というタイトルをもつ三つに写本であることも注記している。すなわち, ①パリの行政関連の史料集『パリ・ポリス論』を編纂したドラマールの所蔵に属する写本(写本A), ②高等法院の主席検事(*procureur général*)某氏の書庫に所蔵されていた写本(写本B), ③会計院所蔵の写本(写本C)。
- (31) *Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, par MM.Decrusy, Isambert, Jourdan, t.III (1308-1327), p.271-282.
- (32) *Ord.des Rois de France de la troisième race*, t.XI, p.508-512.
- (33) このパリ奉行の名前は『*王令集*』のテキストでは《*Jehan Louette*》(*Ord.*, t.XI, p.508)であるのに対して, レスピナス版のテキストでは《*Jehan Loncle*》である(Lespinasse,*ibid.*, p.415)。最近の研究成果を踏まえていると思われるパリの役職者の一覧では, この年のパリ奉行は《*Jehan Loncle*》になっているので(R.Cazelles, *Nouvelle Histoire de Paris de la fin du règne de Philippe Auguste à la mort de Charles V, 1223-1380*, 1994, p.417.), 本稿ではこちらを採用した。
- (34) 拙稿「パリの一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令(1351.1.30)」

(『千葉大学法学論集』第1巻第2号, 1987.2)。

- (35) Caroline Bourlet, L'approvisionnement de Paris en poisson de mer aux XIV^e et XV^e Siècles, d'après les sources normatives, dans *Franco-British studies: journal of the British Institute in Paris*, vol.20, 1995. p.17-18. 以下の本文で言及するブルレに関する部分はすべてこの論文のこの頁に含まれる。
- (36) Lespinasse, Les métiers et corporations de la ville de Paris, t.I; XIV^e-XVIII^e siècles, *Ordonnances générales, métiers de l'alimentation*, Paris, 1886, p.416, note(1).
- (37) Etiennu Boileau, *Le Livre des Métiers*, XIII^e siècle, p.218-220.
- (38) M.Grinberg, *Ecrire les coutumes. Les droits seigneuriaux en France*, 2006, p.77-91.

(2009.05.05)

※本稿は「中世パリの法と制度」のテーマで2009年度専修大学研究助成を受けて現在進行中の研究の一部である。